

保育士求人案内（新卒者・既卒者）

世田谷区内の認可保育所です。2024年4月採用の保育士を募集しています。新卒・既卒を問いません。地方在住の方、歓迎（宿舍借上げ補助制度有）
定期見学会受付中

1 勤務場所

- (1) 祖師谷わかば保育園（認可保育所）児童定員124名
世田谷区祖師谷2-5-38 TEL 03-3482-5513
（小田急線 祖師ヶ谷大蔵下車 徒歩12分<祖師谷団地敷地内>）
- (2) 祖師谷わかば保育園千歳船橋分園あおば（認可保育園）
児童定員24名（0歳から2歳）
世田谷区経堂4-17-7 TEL 03-5799-6801
（小田急線 千歳船橋下車 徒歩2分）
- (3) 大蔵ふたば保育園（認可保育所）児童定員114名
世田谷区大蔵3-1-20 TEL 03-3415-1298
（小田急線 祖師ヶ谷大蔵下車 徒歩15分<大蔵団地敷地内>）
又は（小田急線 成城学園下車、渋谷行バス 日大商学部前徒歩1分）

2 設置者

社会福祉法人けやき福祉会

世田谷区祖師谷2-5-38 TEL 03-3483-4080

<http://www.ans.co.jp/u/keyakifukushikai/>

3 採用職種及び募集人員

保育士 8名程度

4 応募資格

2024年3月に大学、短期大学、保育士養成校等の卒業見込み者であって、
保育士資格取得見込みの者

既卒者で保育士資格を有する者

5 雇用形態

正規職員（ただし、採用から6か月間は条件付き採用）

6 勤務条件

(1) 勤務時間（交代制）

①保育士 7時00分から20時30分

※実働 8時間 休憩時間 45分

※週休2日制（月1～2回程度土曜出勤有・土曜出勤は平日に振替え）

(2) 休暇等

年次有給休暇（労基法）、慶弔休暇（就業規則）、夏季休暇（5日）、産前産後休暇、育児休暇、介護休暇等

(3) 給与

①新卒者初任給

- ・短大卒等
- ・四大卒

新卒初任給	短大卒	大卒
基本給	163,100	176,500
調整手当（基本給の12%）	19,572	21,180
初任給調整手当	12,000	12,000
処遇改善手当	25,000	25,000
処遇改善特例手当	8,000	8,000
世田谷区処遇改善手当	10,000	10,000
処遇改善手当Ⅱ	0	0
住宅手当	5,500	5,500
毎月決まって支給する給与	243,172	258,180
年収概算	3,730,954	3,977,836

②既卒者初任給

- ・短大卒（認可保育所経験5年の例）
- ・四大卒（認可保育園経験5年の例）

既卒者初任給（経験5年）	短大卒	大卒
基本給	190,100	206,000
調整手当（基本給の12%）	22,812	24,720
初任給調整手当	0	0
処遇改善手当	25,000	22,000
処遇改善特例手当	8,000	8,000
世田谷区処遇改善手当	10,000	10,000
処遇改善手当Ⅱ		
住宅手当	5,500	5,500
毎月決まって支給する給与	261,412	276,220
年収概算	4,084,402	4,341,344

- ③賞与年4.45か月（2022年度実績）
- ④退職金制度（福祉医療機構・東京都従事者共済会）

（4）宿舎借上げ事業

・都公社住宅、民間住宅を宿舎として借上げ、申請により利用することができます。（補助額82,000円上限）

（5）社会保険等

健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めによる。

7 施設見学日程（令和5年5月から開始）

- ① 定期見学会 毎月第4金曜日（午前）に3か所の園を案内
5/26, 6/23, 7/28, 8/25, 9/22, 10/27, 11/24
- ② 随時見学会 ご希望日をお申し出ください。

8 採用選考日程

- ① 日程 6/9, 7/14, 8/18, 9/8, 10/13, 11/10
- ② 詳細 ホームページのお知らせ欄に掲載
<http://www.ans.co.jp/u/keyakifukushikai/>

9 選考方法

項目	内容
選考方法	1 面接 2 小論文（事例式） 3 役員面接（集団）
応募書類	1 履歴書 2 資格取得見込証明書
受付	応募書類を下記提出先に郵送又は持参してください。 （期限：各選考日の1週間前）
提出先 （問い合わせ先）	〒157-0072 世田谷区祖師谷2-5-38 社会福祉法人けやき福祉会 塚本又は狩野まで TEL/FAX 03-3483-4080

見学を希望する方は、上記問い合わせ先まで事前にご連絡ください。

< 地方在住者等に対する就職支援 >

1 引越し支度金

(1) 就職するために、世田谷区及び同区に隣接する自治体に引越しする保育士等に、引越し費用の一部を支給

(2) 支給対象・支給額

①東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県在住者を除く地方在住者

・引越しに要する実費（引越し費用、仲介手数料等、物品購入費用等）上限額30万円

・但し、借上げ宿舎として、公社住宅を利用する者にあつては、上限額10万円

②東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県在住者

引越しに要する実費（上限額10万円）

2 宿舎借上げ事業

(1) 法人が借上げ契約を締結した宿舎（世田谷区及び同区に隣接する自治体に所在する住宅に限る）を利用することができます。借上げ賃料は、原則として、世田谷区からの補助基準額82,000円を限度として定めま

す。